

昭和二十五年三月二十五日提出
質問第一〇〇号

供米代金の支拂に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年三月二十五日

提出者 山口 武 秀

衆議院議長 幣原 喜重郎 殿

供米代金の支拂に関する第三回質問主意書

本件について再質問に対する答弁書を受領したが、その答弁は質問したところに答えていない。

供米代金の政府からの支拂は、農業協同組合を通じてその組合預金に振り替えられているし、生産者は支拂金融機関の選択が自由にできるのであるし、希望した組合は、生産者がこれを育成すべく努力する必要があるといわれる。それは当然のことといわれるまでもない。

問題は、仮に組合役員が不当な組合運営をしたり、不正を行っていたりしたため、供出代金の預金の支拂ができないとき、現実に農民は供出代金を受けとれないことになる。これは組合を育成云々で解決できることでない。育成されて支拂いできる可能性があるか、どうか問題であり、さらにそうした期間を待つ程農民は供出代金をあてにしないで生活できる状態にはないのである。

とも角、供米は政府の責任で行ったものであり、それが現実に代金の支拂ができないというとき、それを政府は農業協同組合に支拂い、それはまた各生産者の預金に振り替えられているから、よいとのこと

済ましてよいものか。抽象的に指導する位の言葉ですまして、よいものか。

さらに、事実調査に当つては、極めて不徹底な態度でことの真相をも見極めずにしてしまつてよいものか。それでどうしてその欠陥を克服するような指導がなせるのか。取付状態が二月上旬というような答弁は全く誤っている。昨年中にも農民の供米代金の支拂要求に組合は応じていない状態である。

事業資金の運用についても、その答弁は調査したものの答弁になつていない。

よつて前回質問したところについて、それぞれ具体的に回答されるよう、重ねて要求する。

右質問する。